

デイサービスセンターほたる運営規程 (介護予防相当通所サービス)

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ケアハート(以下、「本会」という)が、開設するデイサービスセンターほたる(以下、「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従事者が要支援状態にある高齢者(以下、「利用者」という。)に対し、適切な介護予防通所介護に相当する第1号通所事業(以下「事業」)を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業をおこなう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターほたる
- (2) 所在地 三原市皆実一丁目4番17号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 2名以上配置(常勤、非常勤含む)
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等他の機関との連携を図る。
- (3) 看護職員 2名以上配置(常勤、非常勤含む)
看護職員は、看護その他の事業の提供に当たる。
- (4) 機能訓練指導員 2名以上配置(常勤、非常勤含む)
心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行う。
- (5) 介護職員 8名以上配置(常勤、非常勤含む)
介護職員は、事業の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所は、1日に事業を提供する利用定員は50名とする。

(指定通所介護を含む)

(事業の内容)

第7条 事業所の事業の内容は次のとおりです。

(1)日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア.排泄の介助 イ.移動の介助 ウ.その他の必要な身体の介助
エ.養護(休養)

(2)健康状態の確認

(3)機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止する為の訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ア.日常生活動作に関する訓練 イ.レクリエーション ウ.グループワーク エ.行事的活動
オ.体操 カ.趣味活動

(4)送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専門車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(5)入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・ 入浴形態 ア.一般浴槽による入浴 イ.特殊浴槽による入浴
- ・ 介助の種類(必要に応じて行う) ア.衣類着脱 イ.身体清拭、洗髪、洗身
ウ.その他必要な介助

(6)食事サービス

- ア.調理(委託) イ.準備、後始末の介助 ウ.食事摂取の介助 エ.その他必要な食事の介助

(7)相談、助言等に関する事

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア.日常生活動作に関する訓練の相談、助言 イ.福祉用具の利用方法の相談、助言
ウ.住宅改修に関する情報提供 エ.家族介護者教室の開催 オ.その他必要な相談、助言

(事業計画の作成等)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況

並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別事業部計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成される場合は、その内容に沿った事業計画を作成する。

- 2 事業の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価をおこなう。

(事業の利用料)

第9条 事業所が提供する事業の利用料は、三原市長が定める基準(月単位)によります。(原則10%、一定以上所得者20%及び30%)、但し次に挙げる項目については、別に費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う場合は、通常の実施地域を越えた地点から1キロメートル当り50円を実費として徴収する。
 - (2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用料金とされる時間を越えてサービスを提供する場合の費用
 - (3) 延長時間 延長1時間につき1,500円徴収させていただきます。
 - (4) 食費 食事1回分:770円 おやつ1回:120円
 - (5) おむつ代 おむつ1枚L130円、1枚M120円、パット1枚30円
 - (6) その他事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要と認められるもので、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費徴収する。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、三原市区域(鷺浦町、久井町、大和町を除く)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は介護予防相当通所サービスを受けるにあたって次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は、施設における日課を励行し、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 利用者は、火災、盗難の予防に自ら努めなければならない。
- (3) 利用者は、送迎の車両のなかでむやみに席をはなれないよう努めなければならない。
- (4) 利用者は、指定の喫煙場所以外で喫煙しないよう努めなければならない。
- (5) 利用者は、施設の貸与物を大切に使用しなければならない。
- (6) 利用者間での金品の貸借を行っては成らない。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第12条 従業者は、指定通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは医療機関に連絡する等の適切な措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

また、主治医等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定通所介護の提供中により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等への連絡を行うとともに、市町へ報告を行い必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は消防計画等に基づき、年2回以上、避難、救出訓練を行う。

(秘密の保持)

第14条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置)

第15条 デイサービスセンターは、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

(1)従事者に対する虐待防止の啓発及びその研修の実施

(2)その他虐待防止のために必要な措置

- 2 管理者並びに生活相談員は、従事者又は養護者(利用者を日常적으로お世話をしている家族親族等)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報し、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)

第16条 デイサービスセンターは、事業の実施において、原則身体拘束を行いません。

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3原則全てを満たし、尚且つ、本人・家族への説明及び確認を得て行います。

「緊急やむを得ない」状況か否かの判断は個人では行わず、別に定める「身体拘束の禁止のための指針」に沿って組織的判断で行うものとする。

(苦情解決)

第17条 デイサービスセンターは、利用者又はその家族から事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すると共に、苦情解決に向け適切に対応する。

- 2 苦情に関し、県及び国保連合会又は市町が行う調査に応じ、資料並びに書類等の提出及び当該職員からの聴き取り、実施調査に応じ、苦情解決に向け協力するとともに、当該指導及び助言に従い必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第18条 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従事者等の質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又

業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年6回

2 事業者は、この事業を行うための利用者に関する記録、管理に関する帳簿、会計経理に関する帳簿を整備する。

3 事業所は、事業に使用する備品等について、常に衛生管理に充分留意する。

(その他)

第20条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項は株式会社ケアハートとデイサービスセンターほたるの管理者との協議により定める。

附 則

この規程は、令和 元年 6月1日より施行する。

この規程は、令和 元年11月1日より施行する。

この規程は、令和 元年12月1日より施行する。

この規程は、令和 2年 3月1日より施行する。

この規程は、令和 2年 9月1日より施行する。

この規程は、令和 2年 11月1日より施行する。

この規程は、令和 2年 12月1日より施行する。

この規程は、令和 3年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 3年 5月1日より施行する。

この規程は、令和4年 1月 4日より施行する。

この規程は、令和4年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 5年 1月 4日より施行する。

この規程は、令和 5年 7月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 3月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 5月 1日より施行する。